

平成19年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成19年度第1回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成19年8月3日(水) 午後3時00分～5時00分
場所	宇治市役所7階 703会議室
出席者	(委員) 初宿会長 市川委員 松岡委員 近藤委員 新田委員 青木委員 保田委員 (事務局) 塚原市長公室長 藤原広報課長 澤畑広報課主幹 堀井主事 加賀爪主事 (傍聴者) 1名
1	市長公室長挨拶
2	開会
3	本日の手順について説明(事務局) 本日の審議事項および配布資料について説明した。
4	審議事項 (1) 実施機関における個人情報の取扱いについて(提供制限の例外事項) ア 概要説明(事務局) 実施機関からの説明に先立ち、資料1「実施機関における個人情報の取扱い(提供)について(諮問)」について諮問理由の説明及び資料2「宇治市個人情報保護審議会審議事項」について添付資料の内訳並びに事前に配布した資料からの変更点の説明を行ったところ次の質疑応答があった。 (委員) 本件は法令に基づいて提供する場合ではないのか。 (事務局) 6ページに掲げたもののうち、半数程度は根拠法令があるといえるが、外国人登録の情報や年齢到達した人については根拠となるものがない。 (委員) このうち、根拠法令のないものについて9条3項に基づいて1項5号に相当するものについての諮問ということか。  イ 概要説明(実施機関) 宇治市後期高齢者医療システムの構築及び京都府後期高齢者医療広域連合への情報提供について、資料2にそって説明を行った。  ウ 質疑 (委員) 先程の根拠法令のところ、 「なし」のところ括弧書きで附則を書いてあるのは、 これはどういう趣旨か。 (事務局) P20にある(健康保険法等の一部を改正する法律の附則)35条には、「市町村は、 第7条の規定の施行の日前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為をす

ることができる」とあるので、これを根拠に情報提供をするのも可能かとは思いますが、これだけを根拠に全て出すのも乱暴な解釈と考え、括弧書きとした。

(事務局) それ以外の括弧書きで、確保法138条1項は、「課税、収入状況」の報告を求めることができるという規定であり、課税情報の報告を求めることができるということは、その基礎となる外国人登録の情報も求めることができるとも考えられるが、住基データについては54条で「届出」についての規定があるのに対して、外国人登録については直接の根拠がないので括弧書きとした。

(委員) P5の別紙2における年金医療課の中に2つパソコンの絵が書いてあるが、上の方のパソコンは、宇治市のPCシステムや宇治市のホストコンピュータとつながっていて、右下のパソコンは広域連合システム市町村窓口サーバと、京都デジタル疎水上にVPNを構築したセキュアな通信でつながっているということだが、この年金医療課の2つのコンピュータはどのような関係か。

(実施機関) 2つのコンピュータは独立しており、双方の連携はしない。右下の方は、主に資格情報などの確認を行うための端末となり、広域連合側の情報の検索に用いる。一方、左上の宇治市の中で使う分については、保険料の徴収内容の確認に用いる。

(委員) そうすると、パソコンとしては別個で、宇治市のシステムとつながっているのは年金医療課の中の左上だけということになり、この2つのコンピュータで情報をやりとりする必要がある。これは、フロッピーとかフラッシュメモリ等で移すことを想定しているのか。

(事務局) ③にあるように、宇治市の市民課で住民登録などが変更された情報については、フロッピー等を介して一定の間隔で広域連合側に送ることになる。それが広域連合側のシステムに反映され、その情報が、年金医療課にある端末でも確認ができるというような流れになっている。

(委員) 年金医療課の右下のコンピュータの情報が正しくないといけませんが、その正しさはどうやって担保されているのか。

(実施機関) ②に置かれているデータは、当初のセットアップ時に宇治市のホストコンピュータからデータを渡すことを予定している。その後の、日々の異動情報については宇治市のネットワークにつながっていないためにフロッピーディスク等を介して②のサーバにデータを送ることになっている。このように、宇治市のホストコンピュータにある後期高齢者の情報と広域連合にある後期高齢者の情報は、毎夜のバッチ、フロッピー等を介して同じ情報に保つようにする。

(委員) そうすると、広域連合システムのサーバに情報を提供するにあたっては、最初のセットアップ時に渡し、その後も異動データも渡すが、どちらもフロッピー等の媒体で渡すと。そういう理解でいいのか。

(実施機関) そうだ。

(事務局) オンライン結合はしないということになる。

(委員) 広域連合の中でフロッピーで情報を渡すというのは宇治市だけではないのか。

(実施機関) 今聞いている中では宇治市だけである。

- (委員) 他のところでは、自動的にLANで異動することになっているはず。
- (実施機関) その点については、宇治市個人情報保護条例第10条に規定されている電子的結合をしないということで、フロッピー等を介するという事で予定している。
- (委員) 広域連合でやるということ自体は、法律で全ての都道府県に共通してやらなければならないので、それには従わざるをえない。
- (委員) 広域連合というのは一部事務組合とはどう違うのか。
- (実施機関) 一部事務組合は、いくつかの自治体が寄ってつくるもので、広域連合は、府県レベル全市町村でつくるものになる。
- (委員) 京都市と宇治市でいっしょの組合をつくる時は一部事務組合、京都府全部の市町村がやる時は広域連合になるということか。
- (委員) 一部事務組合はごみ処理などがあるが、広域連合はあまり聞いたことがない。
- (委員) P6の収録項目について、②の「多数回判定に必要な高額該当情報」というのが、何が高額なのか、何が多数回なのか、補足してほしい。
- (実施機関) 現行の老人保険でも高額医療費の支給制度というものを行っている。今回の法律改正後は高額療養費の支給制度と名前が変わるが、その中で、高額医療費は一定額を超える医療費を負担されたときに超えた額を支給できるという制度になっており、毎月毎月長期の入院になりますとその医療費がかさむので、3回高額医療費の適用になった場合は、4回目からさらにその額を下げるといって制度になっている。そのために、何回高額療養費の対象になっているかという情報が必要になる。
- (委員) 3回以上の場合か。
- (実施機関) 所得ランクによりいろいろだが、全てのランクにこの制度があるのではなく、高いランクにそういう制度が設けられている。
- 補足説明になるが、P4に制度の給付内容があり、その中に自己負担限度額が書いてある。そこに現役並み所得者の方の自己負担限度額(月額)と書いており、左が外来の場合、右がそれ以外の場合になるが、右の括弧書きで44400円と書いている右のほうが高額療養費の多数該当の基準となる。外来の場合は多数該当はないが、現役並み所得者が入院する場合の療養費に対して適用されることになる。
- (委員) 確認だが、根拠法令はもうここに書いてあるものしかないということか。少し考えると広域連合をつくれればここに書いてある情報は必要なはず。それをわかっていながら法律に書いてないというのはどういうことか。法律に包括的に当然できるとする規定があるのか、あるいは、政令に委任されているということはないのか。
- (実施機関) 根拠法令は、現時点ではこの内容になるが、政省令については、近々国から発表される予定になっている。
- (委員) まだ出ていなかったのか。
- (実施機関) 当初はもっと前に出る予定だったが、その予定が遅れており、まだ正式な決定がされていないという状況。政省令が出れば、もう少し根拠としてカバーできる部分が出てくるとも予想される。

(事務局) ただし、それで全てカバーできるかどうかというところが不明である。

(委員) そうすると、後になると法令の根拠がある部分が増えてきて、今諮問するからこれだけたくさん点について、答申しなければいけないが、実は答申しなくてもいい部分がかかり出てくる、というわけか。

(事務局) 4月から6月に政省令が出るということで待っていたが、ほとんど出てこなかった経過がある。

## (2) 答申の検討

### ア 概要説明 (事務局)

答申案として、提供制限の例外類型事項に追加するA案、既存の提供制限の例外類型事項(整理番号9)を一部修正して承認するB案、その他条件付承認または不承認とするC案について、それぞれの説明を行った。

### イ 審議

(委員) A案だと、今後同様のものが出てきたときにまた諮問をしなければいけない。

(委員) 09(を修正するB案)だと、かなり広くカバーするから、同様のものが出てきても諮問を受ける必要がない。こういう違いがある。ただここまでザクッと行ってしまっているのかどうか。

(事務局) 本市の場合は類型承認が基本になっており、個別承認タイプではないが、これからもこういった個別的なものが出てくるので、その場合には個別承認事項として類型とは別に必要なものについては承認してもらうことも出てくるかと思う。

(委員) 既存の類型は、類型番号が1から13ということだが、抽象の度合いがずいぶんいろいろ。09が他に比べると非常に具体的。あとはそれほど具体的でなく、書き方はいろいろある。

(事務局) 経過でいうと、09のみ平成15年に新たに追加をしたもので、それ以外は平成11年の条例制定時に承認をいただいたものばかりである。

(委員) 09の「同和対策に関する」という言葉は他の類型の抽象度と比べると非常に具体的だが、これを入れたのには何か経過があるのか。

(委員) 特にここに具体的に挙げている意味があった、なお今もあるとすると、ここで外して抽象化するB案よりA案で追加する方が筋はよろしいかという気はするが、そこにもうこだわりの必要がないということであれば、あまり具体的な内容にすると非常に似ているものについても1個1個付け加えていかなければいけなくなり、わざわざこういった手順を踏まなければならないことにやや疑問を感じる。

(委員) あくまで類型承認ということであればB案の方が筋はいいと思う。

(委員) 01とか06とかもある程度具体的だが、逆に08は抽象的だ。

(委員) 理屈の上ではC案もあるが。

(委員) ダメというわけにはいかない。

- (委員) (類型09に)「同和対策に関する」という言葉を入れておかなければいけないというわけではないのか。
- (事務局) 継続している部分はあるが、同和対策という言葉自体が今後なくなっていく。
- (委員) (A案、B案には) 但書がついているから濫用の危険はないということか。
- (委員) A案とB案の但書の書き方が少し異なっているが、これはA案にB案の但書を入れることも考えられる。どちらにするかについて区別があるのか。
- (事務局) (A案にB案の但書を) つけることは考えられる。ただ、(B案の方が) 事務の主体が広がっていくのでどういう歯止めをかけるかということ。
- (委員) 一般化することにより、こういうことを付け加えた方がいいということか。
- (委員) 具体的には、例えば今回の資料にあるセキュリティポリシー、こういったものが提供先にきっちりあるかどうかということか。
- (事務局) そうだ。
- (委員) 私はB案でいいと思うが、規定の仕方が「事務事業に協力するため必要な限度で」とあるのは、必要な限度だから必要最小限という意味だろうが、例えば京田辺市の表現に比べると縛りが弱い気がする。一般化するだけに、もう少し縛りの強い表現の方がいい。
- (委員) 京田辺市の「適切な執行に必要不可欠」という部分をこの案では但書に書いてある、そういう趣旨だろう。
- (委員) いや、但書は必要不可欠というより、情報を渡した後きちんと管理してくれるかどうかということの問題にしているのだろう。
- (委員) いくら適切に扱っているとしても、不要な情報までは渡してはいけないので、もう少し厳しめにする必要がある。
- (委員) 今の意見はもっともであると思う。非常に抽象化することとの関係で、類型の部分でさらに縛りをかけるとすると、京田辺市を参考に少し書き直す必要がある。
- (委員) 修正案だが、「地方自治法に規定する地方公共団体の組合に対して、」として、「当該組合が」の後に京田辺市の「処理する事務事業の・・・」以下を付け加えるとどうか。
- (委員) この修正案なら、かなり縛りはかかっている。
- (委員) 必要性ということと、相手がちゃんとしているということと2つで縛れている。よいのではないか。
- (委員) 理由の但書の「適正に取扱われ」は「り」を入れるのが法令用語として適切だ。

ウ 結論

提供の例外類型事項整理番号09を下表のとおり修正することは妥当である旨の答申をすることとなった。

整理番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認められる理由
09	地方自治法に規定する地方公共団体の組合に対して、当該組合が処	地方公共団体の組合の設立による事務処理上の効率性の向上又は便宜を損なわ

	<p>理する事務事業の適切な執行に必要な不可欠な個人情報を提供すること。</p>	<p>ないように、組合が行う事務事業に協力する必要がある。その際、当該事務事業の対象者の個人情報を当該組合に提供することがある。</p> <p>ただし、当該組合が個人情報保護条例を有しているなど個人情報が適正に取り扱われることが明らかであり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
--	--	--

5 報告事項

(1) 資料の確認 (事務局)

報告事項について配布されている資料について、内容の確認、説明を行った。

(2) 障害者自立支援給付支払い事務の国保連合会への委託について

ア 報告 実施機関 (西川障害福祉課長)

概ね資料3の内容に沿って、障害者自立支援に関する事務を国保連合会を委託することについての報告を行った。

イ 審議

(委員) これは報告事項であるというのどういうことか。

(事務局) 基本的には委託業務であるので、直営業務のノウハウがあるところに委託をするので、委託先に対して本市の条例の義務、罰則等が及ぶということになる。

(委員) 条例でいうと12条の問題ということか。

(委員) P4の注では7条や9条の例外にあたるということが書かれている。ということは、委託でも7条や9条の縛りはかかるけれども、クリアできていると、そういうことか。

(事務局) そうだ。

(委員) 例外にあたるというのが、何についての話で、どういうことがどの例外にあたるのかというのを簡単に説明してほしい。

(実施機関) P4の図で説明すると、第1週のところの※1については第7条第2項第1号の法令に基づくときという整理であり、P33の省令に基づいている。※2の本人外収集、他府県の国保連合会とのやりとりは、これは直接契約をする京都府国保連以外になるので、外部提供ということになる。※2、※3とあるが、※2については7条2項5号に該当するという整理で、なおかつ過去の類型でいくと、類型番号01に含めて考えるという整理になる。それから※3については9条1項5号に該当するというので、類型でいけば類型番号12に該当するという解釈になる。

(委員) ということは、委託については結局市がやっていることと同じであるということ、

7条等とは関係ないということか。今、説明があったことは、委託とは直接関係ないことというわけか。※2と3は他府県の国保連合会で、委託先ではないので、そこで本人外収集や外部提供の問題になると、それから、※1は委託しているので直接やっているのは京都府国保連合会だが、委託しているということは市の事務なので、市が本人外収集していることになり、7条との関係が問題になってくると。そういう理解でいいのか。

(実施機関) 京都府の国保連とは契約で縛りをつけるということになる。

(3) 京都府との税の共同徴収にかかる事務併任について

ア 報告 実施機関

概ね資料4「京都府との税の共同徴収にかかる事務併任について」の内容に沿って、税の共同徴収業務について報告を行った。

イ 審議

(委員) これは、10人が両方の相互併任の身分をもち、その10人でチームを組んで、宇治市での大口滞納者に対する徴収業務を行うということか。

(実施機関) そうだ。

(委員) その際は徴収するのは市民税、府民税両方を徴収するということか。

(実施機関) 宇治市で全体を共同でやっというと考えている。宇治市でいうと、法人市民税、固定資産税、軽自動車税等々も含めて共同でやっていく。

(委員) そのチームの拠点は、京都府山城広域振興局の税務室であると。このチームは、税務室全体の中から十分切り分けられているのか。あるいは、宇治市民の個人情報とそのチームの中で絶対守られるという客観的な条件はあるのか。

(実施機関) 同じフロアの中だが、ロッカー等で仕切った中で個別のチームウェアを設置することになっている。市町村からの税情報の保管等については、専用の保管用のロッカーに保管をする。それから当然、納税指導等にでると、パソコンを使って資料を残すということもあるが、そのデータが併任職員以外に見られるかどうかということが問題になる。その点については振興局のセキュリティの中で、(共用端末でなく) 職員のパソコンを使うときには宇治市と同じようにパスワードを入力して使用することになるので、セキュリティ管理はできると確認をしている。

(委員) 京都府からの併任職員、山城広域振興局5人、府本庁3人、計8人とあるが、この8人は宇治市の職員の身分も兼ねるということだが、他市町村の身分をさらに兼ねるといったことはないか。

(実施機関) 重複して兼ねることになる。

(委員) データが集中するからこそ、1ページの3のように共同徴収業務の他市町村の税の取り扱いはしないということか。そうすると複雑な話になる。

(委員) 未納額を減らすために共同徴収するというのはどういうことか。共同徴収すると滞納が減るのか。

(実施機関) 京都府の税務職員はほとんど税務畑をずっとやってきている。専門的な知識を持って

いるというのがひとつ。もうひとつは、宇治市では差し押さえはしても、公売をする知識を持っていない。したがって、京都府の専門知識を生かして共同公売をしていく、これにより徴収につなげていく。

(委員) 京都府の職員が税の問題について専門職的な部分があるが、各市町村は異動があるからそこまでの専門知識がない人が多いと。

(実施機関) (市職員は) 3年あるいは5年ほどで他の部署へ変わってしまう。

(委員) そういう意味では京都府の職員の専門的な知識を動員したというわけか。

(実施機関) それで、共同でやることにより、市町村の職員のスキルアップができるという面もある。

(委員) しかし、府では持たない情報を多く持つことになる。特に京都府の8人は、他の市町村の税情報を持つことになるので、その保護を十分にしないといけない。

(委員) これは条例との関係ではどうなるのか。

(委員) 身分は実施機関の職員だから問題ない。

(委員) 漏えいしてはならないといった制限はある。

(会長) いま意見が出たように、他の市町村の税情報も共有することになるので、情報の漏えいや滅失といったことがないようにくれぐれもご注意いただきたい。

#### (4) 納付書の誤送付による個人情報の漏えいについて

##### ア 報告 実施機関

概ね資料5に沿って、納付書の誤送付による個人情報の漏えいについて報告を行った。

##### イ 審議

(委員) 不可解なのは、1名の通知書と納付書が一致しないことに気づき、封をした封筒を一部開封し確認作業を行ったが発見できなくて、そのまま発送してしまったということである。非常に理解に苦しむ。出てこないということは入っている可能性は高いはず。それにもかかわらず、途中で確認作業を終えて発送したのはなぜなのか。

(実施機関) 発送の必要がなくなった人の分も通知書、納付書が打ちあがっており、その分を抜き出して処分をするという作業が、封入作業前にある。そのときに誤って抜いたのであろうという考えのもとに作業を続けてしまった。通常その抜き取りをしたものもチェックをする必要があるが、それも怠って、そのままシュレッダーで処分してしまっており、その確認もできなかったのも、おそらくその処分した中に入っていたのであろうと判断し、封入作業を続けてしまった。

(委員) 1名の通知書と納付書が一致しないということは、1枚ずつその通知書と納付書が残っていて、それぞれの名前が一致しないということか。

(実施機関) 通知書と納付書は別物であり、通知書と納付書をセットにして封をしていったところ、ある時点で合わないことに気づいて、その前にさかのぼって、一部の封筒の封を開封していった。ただ、複数人でそういう作業をしていた関係で、封をした封筒が順番に並んでおらずランダムに積まれており、一番直近のものを探したが見つからなかった。この見つからなか

ったのは先程説明したように、抜き取り作業中に誤って抜き取り処分したという思い込みをし、後の作業を続けていった。

(委員) 最後にはこの通知書と納付書は絶対残るはずではないのか。

(実施機関) 当然そのままいけば残るはずだが、今回の通知書があつて納付書がない1名については、また新たに作成して封入したので、それ以降は合うことになった。

(委員) これはまずい。私達の仕事からすると許されない。

(委員) 誤送付が1件だけというのは、本当にそうなのか。

(委員) そこが問題。どこかからずれているという可能性があるのでは。

(委員) 名前が違ふと気づいたときに、それ以前のものでいくつか違ったものが入っているという可能性がある気がするが、1つだけという確認はできているのか。

(実施機関) 本来は担当者がリスト等で確認し、どれだけしっかりやり間違いはないかという問題だが、今回は誤りに気づく以前までは確認しながらやっておき間違いなかったとのことである。誤りのあつた時点で作業をストップして納付書を作ってセットしており、それ以降の分についてもきちっと見ながらやり、間違いなく最終的にはきっちりそろつたと、担当者ははっきりと責任持って言えると言っている。

(委員) 本来は、この通知書と納付書というのは必ず1対1であるはず。だから、その時点で新たに作成したこと自体が問題になる。

(委員) 発送予定数588件で、他に間違えて納付書を送つたものがないということは、それはどのように確認したのか。その職員が断言しているだけか。

(実施機関) 直接納税者に確認はしていない。職員から事情聴取をしたときに、責任持って言えるとのことであつた。

(委員) それは非常に危ない。

(実施機関) 納付書が1つ足りなかったのが判明した時点で、今まで封入をしたものを全部開封すればそれで分かつたはずだが、どういうことか、途中でやめ、その前の抜き取り作業の際に誤って廃棄をしたという判断をしてしまったところに問題があつた。このことからそれは1件だけ、というのはその数で判断できる。

(委員) しかし、順番にずっと狂っていくというのはありうるのではないか。

(実施機関) それはありえない。

(委員) 理解できない。1枚前で狂っていたら1枚しか間違えてないが、2つ前で狂っていたら2つ間違えていることになるはず。たまたま運がよく1つだけがずれていたかも分からないし、2つかも分からない。理論的に絶対1件だけとはいえないはず。

(委員) この間違えて送付されてきた方の分は、2つ入っていたということか。

(実施機関) 本人の分とあわせて他人の分も入っていた。したがって、その入っていた納付書の分が無かつた。それを再度作つた。

(委員) やはり複数件分が狂っているということは理論上ありうる。

(実施機関) 全てが1枚ずつであれば、よそ見しながらでもできるかもしれないが、口座振替の場合、4期分一括して納める方や1期ずつ納める方が色々いる。口座振替で落ちなかつた方に

についてもいろいろ混じっている。一括を希望されていて落ちなかった方については、1期から4期までの納付書を順に打ち出し封入していく。4枚入れる方、1枚入れる方というのはランダムに混じっており、作業中は、相当神経を使いながら仕事をしているので、複数件分が狂っていることは理論上はありうるが、単純に順番にやっていく作業ではないので、ほぼないといえる。

(委員) 間違っていたことに気づいてすぐに探し出したとしたら、なぜそこから探し出せなかったのかということが分からない。封入作業をする者がひとつのボックスに一斉に入れたとしても、一瞬のことならそれほどたくさんたまる事もないはず。それをなぜ探せなかったのか。あるいは、実は放っておいて最後の最後で探そうとしたのか。もしそこですぐ気が付いて作業を止めて探せば、27件も探せば発見できるはず。それを発見できなかったというのは理解に苦しむ。

(委員) いずれにしても全部やり直すか、あるいは後に書いてあるように糊をつける前に全部置いておき、最後に封をすれば全部を確認できる。

(実施機関) 各納期ごとにこの作業は発生しているので、以降については点検票にあるような形でチェックポイントを設け、最後に合っていることを確認してから封をする形でやっている。また、このような作業を省く方法はないかということも考えている。点検票のその他の欄の①に「現行方式を督促状の形式に変更」と書いているが、督促状の形式というのは、はがきに督促状の文言と納付書がいっしょになっている形式のこと。したがって、セットする必要がなくなるので、このような方式に今後変えていくように、関連課と協議をしている。できるだけそういった問題を解消する方向で、作業を見直す必要があり、また、(個人情報の保護についての)認識を変えろということについても今取り組んでいるところである。

(委員) 確かに人間がやっていることだから、色々とミスが起こる。そこで、できるだけミスが起こらないような仕組みに変えていくということは望ましいことだと思う。議会でも批判されたと城南新報に書いてあるが、もしかしたら間違えているのではないかと思いながらある程度調べてまあ大丈夫だろうと思い、納付書も新たに作成したところに、致命的な問題がある。これは個人情報の保護の観点についての認識に非常に大きな問題があるように思う。システムを間違いが起こらないようにするのは当然として、それで済むような問題ではない。だから、非常に深刻に思う。この職員は、もしかしたらミスをしたかもわからないという段階で、上司に相談はしていないのか、仮に相談を受けたとしたら、上司はこれに対してどういう判断をしたのか、そういうことも問題になってくる。これは、そういう認識・意識の問題であり、相当問題があるといわざるをえない。

(委員) これは何名ぐらいで作業したのか。

(実施機関) 2名で作業をした。

(委員) 起こった後の処理だが、絶対当日何うべきだった。私達ならもしも請求書を間違えて発送して連絡があったならば、相手の方が何と言われても、その日のうちに何って回収しなければならぬ。一日でも外にあったことはよくない。

(実施機関) 当然、電話連絡をいただいたときにこれから何うと申し出たが、「今日は仕事なので、

今日は無理。明日私が持って行く。」と言われたので、翌日まで待つことになった。

(委員) そういう場合でも、私なら絶対、今晚何時ごろお帰りかと聞くなど最後まで粘る。やはりそうしないと、責任が取れない。

(委員) 確かに、手順を考えることは必要だが、問題がわかったら作業を全部見直していくしかない。

(実施機関) 個人情報に対する意識高揚については、職場での朝礼等を通じて図っていききたい。

(会長) かなり深刻な事態なので、重く受け止めていただきたい。

#### (5) 個人情報保護対策の実施状況について

事務局より、資料6に沿って、個人情報保護対策の実施状況についての説明を行った。

(委員) この研修は、年間11回行うことをすでにアナウンスし、割り振りをしているのか。

(実施機関) はい。年間計画でしている。

(委員) 最後に色々な都合で受けられなかった人のための回も予定しているのか。

(事務局) そのように考えている。

(委員) 前も審議会で話になったと思うが、失敗事例をたくさん示したほうが良いということだったが、それはどうなっているか。

(事務局) 不幸にして宇治市には流出事例がたくさんあるので、それを教材にして説明をしている。どの時点でどういった問題が起こるのかという観点から、特に流出の多いのは、廃棄の場面や外部委託の場面、それから持ち出しの場面、宇治市の流出事例は全てこれらの場面で起こっているので、そういったところに重点を置いて具体的な事例を交えて説明をしている。

(委員) 学校の教職員への対応は、これは教務主任だけしかやっていないのか。

(事務局) 教務主任にレジュメ関係を渡し、全く同じ研修内容をそれぞれの学校でその教務主任が講師となって、教師に対して悉皆研修を行ってもらうことを予定している。

(委員) 教務主任に研修をして、その人たちが教員に対して研修をするということか。確か、学校でも事例として、鞆を車に置いておいて盗られたということがあったはず。

(委員) さっきの話だが、失敗事例を不幸にして宇治市はいろいろあるということで、それを使うということだが、その際、今日の資料のような新聞でどのように報道されたかといった資料は付けているのか。

(事務局) そこまでは付けていない。

(委員) やはりこういう記事は見てもらった方がよいと思う。確かに、市民のプライバシーの権利を侵害するということは非常に困ることで、そういうことはあってはいけないが、今回の事例は、うすうす分かっていたけどまあ大丈夫だろうということで、故意に近いようなところがある。もし、そのように安易な行動をし、個人情報が漏れいした場合、どのように社会的に受け止められて、どのような反響を呼び、社会的評価を受けるのかという点について認識してもらいたいと思う。

(委員) 今回の場合でも一応、誤送された人には謝罪し理解を得たと書いてあるが、理解を得

られず損害賠償請求されることは十分にあり得る。そこまで及ぶかもしれないので、参考にしてもらいたい。

(6) 平成18年度個人情報保護条例運用状況について

資料7に基づいて、平成18年度の個人情報保護制度の運用状況について説明を行った。

(委員) 不開示10件のうち、不存在でなかった事例は「11」の事例だが、これはどのような内容か。

(事務局) これは現在、宇治市と係争中の方であった。

(委員) すると(第15条第7号の)「争訟」ということか。

(委員) 宇治市の場合は部分開示に対する不服が非常に少ない。

(委員) 簡易開示は口頭で伝えるというものか。

(事務局) そうだ。

(委員) 何について開示の請求があったのか。

(事務局) 採用試験の点数と順位があった。

(委員) これは紙で渡すのか、口頭で教えるのか。

(事務局) 口頭で教える。

(委員) 本人確認をして、口頭で依頼があって口頭で教えるということか。

(事務局) そうだ。事前に「この試験については簡易開示を行う」ということを公示している。

(委員) (第20条第3項には)個人情報の開示の方法は別に定めるとあるので、口頭である必要はない。申請を口頭で行うことができるということ。

(委員) 口頭だけでは困る、ちゃんと文書でくれと言われたらどのように対応するのか。

(委員) 文書で欲しいのであれば正式に請求手続を求めることになるのか。

(委員) 開示の方法は、「実施機関が別に定める方法により行う」となっているが、どのように定めているのか。

(事務局) その都度、職員採用試験の要綱の中に「口頭で」という風には書いてある。また、それを公示している。

(委員) ちなみに対象者は不合格者か。

(事務局) 不合格者しかできない。

(委員) 最近は、合格者からの請求が多くなっている。

(委員) 合格者は請求できないというのはどうか。予備校等は合格者についても欲しがっている。

8 閉会